

第50回衆議院議員総選挙 10月27日(日)

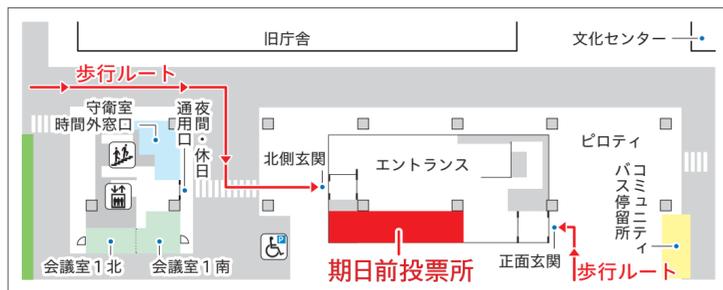
期日前投票をご利用ください

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所等で期日前投票ができます。
 期日前投票をご利用の際は、投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書欄にあらかじめ記入しておくと、スムーズに投票いただけます。
 ※10月26日(土)午前10時～午後5時は、第52回八幡市民文化祭の開催により、市役所周辺の混雑が予想されます。そのため、同日に市役所1階エントランスホールで期日前投票をされる場合は、当該時間帯に駐車場の利用ができない場合があります。

期日前投票受付場所と日時

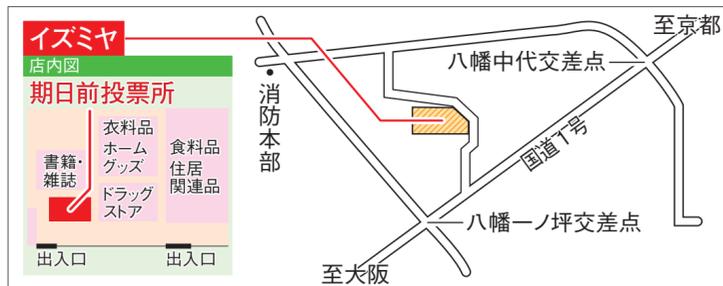
1 市役所1階エントランス

日時 10月16日(水)～26日(土) 午前8時30分～午後8時



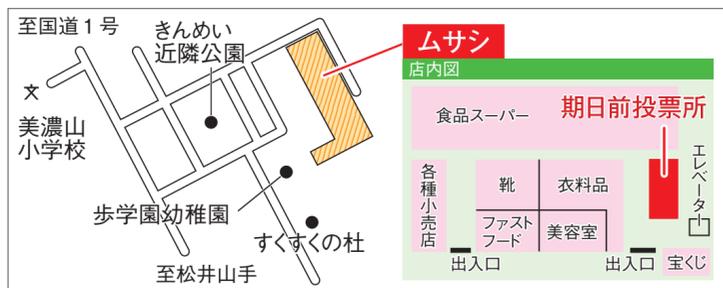
2 イズミヤスーパーセンター八幡店(書籍売場前特設会場)

日時 10月24日(木)～26日(土) 午前10時～午後7時



3 ホームセンタームサシ京都八幡店(食品スーパー三杉屋前特設会場)

日時 10月24日(木)～26日(土) 午前10時～午後7時



投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ (男山中学校体育館)

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便
選挙事務

衆議院議員総選挙 投票所入場券
最高裁判所裁判官国民審査

投票日時	令和 年 月 日
投票所	午前 時～午後 時
投票区	頁 番号
氏名	性別
区分	

期日前投票に行く人は
赤で囲んだ箇所に
あらかじめ記載してください。

日付・氏名・生年月日・住所

期日前投票宣誓書

私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

○選挙、学業、地域行事、冠婚葬祭その他用途に必要
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出
○旅行・滞在
○病気、負傷、出産、養育、身体障害等のため歩行が困難又は別事用等に取組
○住所移動のため、八幡市以外に在住
○本人又は家族が投票所に立ち入り困難に付くことと困難
上記は真実であることを誓います。
八幡市選挙管理委員会委員長

期日前投票

1 場所: 市役所1階エントランス
期間: 10月16日(水)～10月26日(土)
時間: 8時30分～20時00分

2 場所: イズミヤスーパーセンター八幡店
期間: 10月24日(木)～26日(土)
時間: 10時00分～19時00分

3 場所: ホームセンタームサシ京都八幡店
期間: 10月24日(木)～26日(土)
時間: 10時00分～19時00分

○入場券がなくても、投票日(期日前投票日)に有権者でない方は投票できません。

八幡市選挙管理委員会 電話075-983-5635

投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券」(白色)に記載してあります。あらかじめご確認ください。

事前にハガキの投票所入場券(左の図)を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

なお、投票所では投票所入場券に記載しているバーコードを読み取り、パソコンで受け付けをしますので、折り曲げずに持参してください。

▶投票所入場券が10月16日(水)になっても届かない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

▶投票所入場券の裏面に宣誓書にしています。期日前投票をされる場合は、あらかじめ必要事項を記入し、期日前投票時に受け付けにお渡しください。

身体の不自由な人への投票制度

点字や代理投票は係員へ投票ができます。

また、体が不自由などの理由で候補者の名前を自分で記入できない人は、投票所の係員が本人から直接お伺いし、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票」があります。

秘密は厳守します。投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

※点字投票や代理投票は期日前投票や不在者投票をするときにもできます。

障がいの要件 ※表中()は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級 (特別項症～第3項症)
免疫	1級～3級
肝臓	1級～3級 (特別項症～第3項症)

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が上記の障がいと同程度と認めた場合

郵便により投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け、右上の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けています。

▶郵便等投票証明書の交付を受けていない場合… 随時受け付けていますので、お早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証のいずれかを持って市選挙管理委員会へ申請してください。

▶郵便等投票証明書の交付を受けている場合… 市選挙管理委員会から投票用紙請求書を郵送しますので、必要事項を記入し、郵便等投票証明書

を添えて返送してください。代理人による窓口提出も可能です。

なお、郵便による不在者投票用紙などの請求期限は10月23日(水)までです。

投票支援カードとコミュニケーションボードについて

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な人は、期日前投票所や全ての投票所に投票支援カード(右の図)やコミュニケーションボードを用意していますので、ご利用ください。

※投票支援カードは、市ホームページから入手することができます。



海外に長期滞在の人にも投票の機会があります

国政選挙に限り、海外に長期滞在されている人も投票することができます。

投票をするためには、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。

不在者投票制度について

病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票制度があります。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、ご利用の際は、早めの手続きをお願いします。